

# 市有財産への自動写真撮影機 設置事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和2年1月実施

横浜市港北区

## 入札物件（自動写真撮影機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日まで（5年間）

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 又は歩合率 (円/年又は%)
01-80-001	横浜市港北区大豆戸町26番地 (2階エレベーター前通路部分)	1台	0.72㎡	販売実績の 30%以上

※販売実績は消費税を含まない金額です。

### 入札方式による貸付の流れ（概要）

入札参加申込書等の提出	令和2年1月24日（金）～令和2年2月12日（水） 8時45分～17時00分【港北区戸籍課へ持参】
入札・開札・設置事業者の決定	令和元年2月26日（水）午前11時から 【場所：横浜市港北区役所 4階第2号会議室】
公有財産賃貸借契約書の締結	令和2年3月中旬
自動写真撮影機の設置準備	・電気メーターの設置 ・自動写真撮影機手配 等
自動写真撮影機の設置 施工貸付の開始	令和2年3月31日に既設自動写真撮影機を撤去し、 4月1日に新規貸付者による設置施工、販売開始となります。

# 市有財産への自動写真撮影機設置事業者募集要領

## 1 入札物件

入札物件、最低歩合率は、「入札物件一覧」（表紙裏等）のとおりです。なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に証明写真等を販売する自動写真撮影機を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「自動写真撮影機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 平成 30 年度及び令和元年度において、自動写真撮影機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への自動写真撮影機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

## 3 契約にあたっての主な条件

### (1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。

### (2) 貸付期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### (3) 貸付物件の用途指定

自動写真撮影機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

### (4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 自動写真撮影機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

### (5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動写真撮影機の売上状況は、3 か月ごとに取りまとめ、翌月の 15 日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

#### (6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

#### (7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

#### (8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、自動写真撮影機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

### 4 入札の参加申込

#### (1) 入札参加申込書等の提出

- ア 提出期間 令和2年1月24日(金)から令和2年2月12日(水)まで  
受付時間 午前8時45分から午後5時00分まで  
(正午から午後1時を除く)
- イ 提出場所 港北区大豆戸町26番地1  
横浜市港北区戸籍課(横浜市港北区役所2階 24番窓口)
- ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

#### (2) 申込に必要な書類

##### ア 申込者が法人の場合

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)
- (ウ) 代表者の印鑑証明
- (エ) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)
- (オ) 横浜市税の納税証明書
- ①法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)
- ②固定資産税(償却資産分を含む。平成30年度及び31年度(令和元年度)の2年度分)
- (カ) 財務諸表の写し(直前2年間分)
- (キ) 自動写真撮影機設置運営事業実績  
(過去2年度分(平成30年4月1日から令和元年11月30日まで))
- (ク) 設置を希望する自動写真撮影機のカタログ

##### イ 申込者が個人の場合

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 印鑑登録証明書
- (ウ) 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出)
- (エ) 横浜市税の納税証明書
- ①個人市民税(平成30年度及び31年度(令和元年度)の2年度分)
- ②固定資産税(償却資産分を含む。平成30年度及び31年度(令和元年度)の2年度分)

- (オ) 破産者でないことの証明書
- (カ) 成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書
- (キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)
- (ク) 設置を希望する自動写真撮影機のカタログ

### (3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4 (2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

## 5 質問書及び回答について

### (1) 質問受付期間

令和2年1月24日(金)から令和2年2月12日(水)まで  
受付時間 午前8時45分から午後5時00分まで  
(正午から午後1時を除く)

### (2) 質問提出方法

質問書(横浜市所定様式)を1(1)イに記載の場所に持参するか、郵送、FAX又は電子メールでの送付とします。

### (3) 回答予定日

令和2年2月18日(火)までに、FAXなどで回答いたします。再質問は認められません。

## 6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和2年2月19日(水)までに、申請者あて結果を書面で通知します。

なお、参加資格のある方に対しては、入札書様式及び入札参加にあたっての留意事項を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

## 7 入札の手続き等

### (1) 入札の日時及び場所

日時 令和2年2月26日(水) 午前11時から  
場所 横浜市港北区役所 4階第2号会議室  
(横浜市港北区大豆戸町26番地1)

### (2) 入札の方法等

#### ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

#### イ 入札歩合率

入札歩合率は販売実績に対する歩合率を記入してください。

#### ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。

### (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札
- イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- ウ 最低歩合率を下回る入札
- エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの
- オ その他入札要領において無効とするもの

### (4) 落札者の決定方法

- ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低歩合率以上の最高の歩合率をもって入札したものを落札者とします。
- イ 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。
- ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
  - (ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札歩合率」
  - (イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札歩合率」
- エ 落札者、落札歩合率については、公式ウェブサイトにおいても公表します。
- オ 再度入札は実施しません。

## 8 契約の手続等

### (1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書（案）」を参照してください。

### (2) 契約の締結及び方法

契約保証金は免除します。公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

- ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。
- イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

## 9 自動写真撮影機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和2年4月1日から、設置場所で自動写真撮影機設置運営事業を開始できるよう、自動写真撮影機設置のための準備を行なっていただきます。

### (1) 電気料金、水道料金の専用子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を毎月お支払いいただきます。借受人の負担で専用子メーターの設置が必要です（ただし、単独引込により給電を行う場合にはこのかぎりでない）。

### (2) 自動写真撮影機の設置

既設の自動写真撮影機がある物件については、令和2年3月31日の夜に撤去を行います。借受人は、令和2年4月1日に新設、営業開始できるようにそれまでに入替えの準備作業を行ってください。

## 入 札 要 領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また歩合率の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低歩合率を下回る入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の歩合率記入がないか、歩合率を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則代59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低歩合率以上の値で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同値の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第 10 条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第 11 条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 60 号）の定めるところにより処理します。



# 物 件 調 書

物件番号 01-80-001

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (m <sup>2</sup> )	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
横浜市港北区大豆戸町 26 番地 港北区役所 (2階エレベーター前通路部分)	1台	0.72 m <sup>2</sup>	販売実績の 30%以上

## 【自動写真撮影機設置場所（平面図）】

